

# 雲仙市建設コンサルタント等業務の予定価格等の決定等に係る事務処理要綱

平成29年1月11日

雲仙市告示第2号

## (目的)

第1条 この告示は、雲仙市が発注する建設コンサルタント等業務(以下「コンサル業務」という。)の入札の透明性と公正性を図るため、予定価格等の決定に係る事務処理手続におけるランダム化等に関し必要な事項を定めるものである。

## (対象業務)

第2条 この告示は、雲仙市が発注するコンサル業務で競争入札に付するもの(以下「対象業務」という。)に適用する。

## (定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額 対象業務において設計書、仕様書等によって算定された当該対象業務に要する費用の総額(取引に係る消費税及び地方消費税の額を除く。)をいう。
- (2) 予定価格 雲仙市契約規則(平成17年雲仙市規則第49号。以下「規則」という。)第7条の予定価格をいう。
- (3) 最低制限価格 規則第9条の最低制限価格をいう。
- (4) 最低制限設計価格 設計金額に、100分の75を乗じて得られる額をいう。
- (5) 予定価格等 予定価格及び最低制限価格をいう。
- (6) ランダム化 次条に規定する方法により、予定価格等を算定することをいう。

## (ランダム化の方法)

第4条 予定価格等を決定する者(以下「予定価格等決定者」という。)は、市長又は雲仙市事務決裁規程(平成17年雲仙市訓令第2号)第4条及び別表第2の規定により予定価格の決定権者となる者とする。

- 2 予定価格等決定者は、入札日時までに、設計金額に、0.999以上1.000以下の範囲内の数値の中からパソコンコンピュータその他の電子機器等(以下「パソコン等」という。)を用いて無作為に選択した数値(以下「ランダム係数(甲)」といふ。)を乗じて得られる額を予定価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 予定価格等決定者は、入札日時までに、最低制限設計価格に、0.999以上1.001以下の範囲内の数値の中からパソコン等を用いて無作為に選択した数値(以下「ランダム係数(乙)」といふ。)を乗じて得られる額を最低制限価格として決定するものとする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 予定価格等決定者は、前2項に規定する方法で予定価格等を決定したときは、当該予定価格等を、雲仙市建設工事執行規則(平成19年雲仙市規則第20号)第4条の規定の例により保管するものとする。
- 5 個別の入札案件における予定価格等は、口頭又は入札結果表等により公表するものとする。ただし、入札が不調となった場合は、公表しないものとする。

6 個別の入札案件における設計金額及び最低制限設計価格並びにランダム係数（甲）及びランダム係数（乙）は、公表しないものとする。

（ランダム化の告知）

第5条 市長は、あらかじめ、予定価格等の決定がこの告示に基づき行われることを次に掲げる入札の区分に応じ、当該各号に定めるところにより告知した上で、入札書の提出を求めるものとする。

（1）一般競争入札 入札の公告に記載する。

（2）指名競争入札 入札執行通知書（雲仙市建設工事執行規則第6条の入札執行通知書をいう。）に記載する。

（入札回数）

第6条 ランダム化を行った入札における入札回数は、1回限りとする。この場合において、当該入札が不調となったときであっても、随意契約による契約は、締結しないものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に入札を公告し、又は入札の執行を通知するコンサル業務から適用する。